

指定市町村事務受託法人の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指定市町村事務受託法人の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定申請書)

第2条 指定市町村事務受託法人の指定等に関する要綱(平成18年京都府告示第531号。以下「要綱」という。)第2条第1項に規定する指定市町村事務受託法人指定申請書は、別記第1号様式によるものとする。

(変更届出書)

第3条 要綱第3条に規定する指定市町村事務受託法人変更届出書は、別記第2号様式によるものとする。

(廃止・休止・再開届出書)

第4条 要綱第3条に規定する指定市町村事務受託法人廃止・休止・再開届出書は、別記第3号様式によるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。